

健康増進法について



神奈川県保健福祉事務所・センター

保健福祉課 管理栄養士

健康医療局保健医療部 健康増進課 管理栄養士

令和7年8月作成

1

健康増進法に基づく表示について説明します。

健康増進法に基づく「誇大表示の禁止」

健康増進法

第65条 何人も、食品として販売に供する物に関する広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項（次条第三項において「健康保持増進効果等」という。）について、著しく**事実に相違する表示**をし、又は著しく**人を誤認させるような表示**をしてはならない。

<例1 ウェブサイトで>



<例2 店頭のポップで>



健康増進法第65条第1項は、健康保持増進効果等についての虚偽誇大表示を禁止しています。

これは、実際には表示どおりの健康保持増進効果等を有しない食品であるにもかかわらず、一般消費者がその表示を信じ、表示された効果を期待して摂取し続け、ひいては適切な診療機会を逸してしまう事態を防止することを目的とするものです。

詳細は消費者庁ウェブサイトに公開されている、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」をご確認ください。

栄養や保健機能に関する食品表示制度

栄養や保健機能に関する食品表示制度とは



栄養成分表示

容器包装に入れられた加工食品等には、栄養成分表示が表示されています。また、栄養成分の量及び熱量について「〇〇含有」、「低〇〇」などの強調表示を行う場合の基準も定められています。

さらに、機能性や特別の用途を表示する場合は、以下の制度があります。

保健機能食品

機能性の表示

栄養機能食品

特定の栄養成分の機能が表示されています。

機能性表示食品

事業者の責任において保健の機能が表示されています。

特別用途食品

特別の用途に適する旨
の表示
許可品一覧は[こちら](#)

特定保健用食品

届出データベースは[こちら](#)
消費者庁長官が許可した食品に保健の機能が表示されています。
許可品一覧は[こちら](#)

一般食品

栄養補助食品、健康補助食品、栄養調整食品といった表示で販売されている食品は一般食品です。

食品表示法

健康増進法

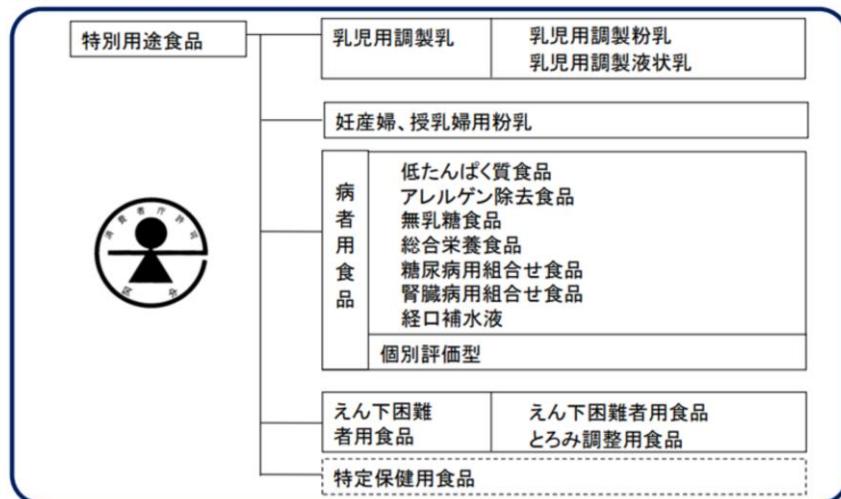
3

栄養や保健機能に関する食品表示制度では、食品表示法と健康増進法に係る制度があります。

ここでは、健康増進法の特別用途食品について説明していきます。

特別用途食品とは

【現在の特別用途食品】



4

出典:消費者庁ウェブサイト (https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses)

○特別用途食品とは、乳児の発育や、妊娠婦、授乳婦、えん下困難者、病者などの健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示を行うものです(特別用途表示)。

○特別用途食品として食品を販売するには、その表示について消費者庁長官の許可を受けなければなりません(健康増進法第43条第1項)。

○表示の許可に当たっては、規格又は要件への適合性について、国の審査を受ける必要があります。

特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について

「特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について（抜粋）」

（一部改正 令和6年12月10日消食表 第1078号消費者庁食品表示課長通知）

1. 「経口補水液」と表示をして製品を販売するためには、特別用途食品の許可を得ること。

2. 熱中症に適した病者用食品として経口補水液を販売する場合は、特別用途食品の個別評価型病者用食品としての許可を得ること。

許可を得ずに表示をした場合、「内閣総理大臣の許可を受けなければならない」とする**健康増進法**（平成14年法律第103号）**第43条第1項の規定に違反**となります。

出典：消費者庁ウェブサイト（経口補水液について）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/oral_rehydration_solution

5

＜参考：消費者庁作成リーフレット＞

許可基準型病者用食品の

経口補水液ってなに？



経口補水液は、感染性胃腸炎による下痢・嘔吐に伴う脱水状態の際に、水と電解質[※]の補給のために利用できる食品です。

特別用途食品の1つであり、左記のマークも表示されています。

※ 主な電解質としてナトリウムやカリウムイオン等があり、体液の浸透圧を維持したり、神経や筋肉の興奮伝導に貢献したりするなど、身体にとって重要な役割を果たしています。

経口補水液は、医師、管理栄養士等と相談し、指導に沿って使用することが適当です。

こんな方に

✓ 医師から感染性胃腸炎による下痢・嘔吐の脱水状態として、使用することを指示された方

どんな食品なの？

- ・ 経口補水液は、水と電解質とブドウ糖から構成されています。
- ・ これらを小腸で素早く吸収できるように、各成分の組成が決められており、脱水によって身体から失われた水や電解質を経口的に補うことができます。

どんな点に注意したらいいの？

- ・ 経口補水液は、脱水状態でない方が日常の水分補給として飲むものではありません。
- ・ 医師からナトリウム又はカリウム摂取量の制限を指示されている場合は、必ず医師と相談し、指導に沿って使用してください。
- ・ 医師や管理栄養士等と相談し、指導に沿って使用することが適当です。

・ 許可基準型病者用食品の経口補水液とは別に、脱水を伴う熱中症にも有効な経口補水液を個別評価型病者用食品として認められています。医師や管理栄養士等とも相談しながら、商品に表示されている情報をよく見て、使い分けてください。

消費者庁

＜最近の話題＞

特別用途食品のなかでも、経口補水液に関する表示について、通知が発出されていますので、ご注意ください。

電解質組成を調製した清涼飲料水について、「経口補水液」との名称と共に、当該製品が特定の疾病のための食事療法上の期待できる効果の根拠が医学的、栄養学的に明らかにされていないにも関わらず、広告その他 の表示において、「脱水時」、「熱中症対策」等と記載することにより、あたかも 脱水症状を起こしている人を対象とした病者用食品であるかのように表示している事例が散見されています。広告を含め、このような表示は、病者用などの健康の保持・回復等の特別な用途を食品に表示する場合は、内閣総理大臣の許可を受けなければならないとする健康増進法(平成14年法律第103号)第43条第1項の規定に違反となります。

特別用途食品の許可を得ずに「経口補水液」と表示している既存の清涼飲料水の取扱いについては、許可基準型の表示許可を取得したりするなど、速やかに対応を講じる必要があります(令和7年5月末まで)。

特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について

「特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について（抜粋）」
(一部改正 令和6年12月10日消食表 第1078号消費者庁食品表示課長通知)

3. 電解質組成を調製した清涼飲料水を、店頭POP、ポスター、説明会等で「熱中症対策」として使用する場合は、「「熱中症対策」表示ガイドラインの改訂について」（平成28年6月16日厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡）を参考にすること。

4. 経口補水液は病者用食品であることから、販売店等において、消費者が医師、管理栄養士、薬剤師、看護師、登録販売員への相談、指導を得られる体制を構築することが望ましいこと。なお、販売方法の留意事項については、「「特別用途食品の表示許可等について」（令和元年9月9日消食表第296号消費者庁次長通知）」の「別添3 特別用途食品の取扱い及び指導要領」の「11 経口補水液の販売方法」を参照すること。

6

詳細は消費者庁ウェブサイトに公開されています。

「「特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について」の一部改正について」（令和6年12月10日消食表 第1078号消費者庁食品表示課長通知）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/assets/food_labeling_cms206_241210_20.pdf

特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について

「特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について」（抜粋）
(一部改正 令和6年12月10日消食表 第1078号消費者庁食品表示課長通知)

5. 販売店舗等において、特別用途食品としての許可を受けたものを清涼飲料水と区分せず同一の棚に陳列して販売する等により、消費者に対して、当該清涼飲料水が特別用途食品としての許可を受けたものと誤認されるような広告その他の表示をした場合、**健康増進法第65条第1項の規定に違反するおそれがある**ため、区別して陳列すること。

6. 許可基準の新設については、特段、経過措置期間を要するものではないことから、特別用途食品の許可を得ずに「経口補水液」と表示している既存の清涼飲料水の取扱いについては、許可基準型の表示許可を取得したりするなど、速やかに必要な対応を講じること。なお、許可手続きや包装資材の切替えに一定程度の期間が必要であること等を考慮し、**令和7年5月末の間に、対応を終える旨**を「特別用途食品の表示許可等について」（令和5年5月19日消食表第237号消費者庁次長通知）に示したことから、貴管下関係者等に対して指導を行うこと。

7

販売店舗等において、特別用途食品としての許可を受けたものを清涼飲料水と区分せず同一の棚に陳列して販売する等により、消費者に対して、当該清涼飲料水が特別用途食品としての許可を受けたものと誤認されるような広告その他の表示をした場合、**健康増進法第65条第1項の規定に違反するおそれがある**ため、区別して陳列する必要があります。

詳細は消費者庁ウェブサイトに公開されています。

「特別用途食品「経口補水液」販売時における陳列・掲示について」（令和5年11月20日 消費者庁食品表示企画課 事務連絡）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/assets/food_labeling_cms206_20231120_01.pdf

最新情報は消費者庁ウェブサイトでご確認ください

誇大表示の禁止

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/



ホーム

本文へ 採用情報 申出・問合せ窓口 English 文字サイズ 標準 大

新着情報一覧 貸報資料一覧 会議資料一覧 サイト内検索 検索 検索方法



テーマ別メニュー

消費者庁について

お知らせ

政策

法令

刊行物

* 消費者庁ホームページ > 政策 > 政策一覧(消費者庁のしごと) > 表示対策 > 健康増進法(誇大表示の禁止) > 健康増進法(誇大表示の禁止)

健康増進法(誇大表示の禁止)

誇大表示の禁止について

健康増進法関連公表資料

- [健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について\(令和4年12月5日一部改定\) \[PDF:2.3MB\]](#)
- [新旧対照表 \[PDF:396KB\]](#)
- [食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針\(ガイドライン\)\(令和2年4月1日一部改正消表対第431号\)\[PDF:167KB\]](#)
- [新旧対照表 \[PDF:164KB\]](#)

表示対策

- [景品表示法](#)
- [景品表示法に関する情報提供・相談の受付窓口](#)
- [家庭用品品質表示法](#)
- [住宅品質確保法](#)
- [健康増進法\(誇大表示の禁](#)

8

詳しい内容・最新情報については、消費者庁ウェブサイトからご確認ください。

最新情報は消費者庁ウェブサイトでご確認ください

特別用途食品

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses



ホーム

本文へ 採用情報 申出・問合せ窓口 English 文字サイズ 標準 大

新着情報一覧 報道資料一覧 会議資料一覧 サイト内検索 検索 検索方法

テーマ別メニュー

消費者庁について

お知らせ

政策

法令

刊行物

消費者庁ホームページ > 政策 > 政策一覧(消費者庁のしごと) > 食品表示 > 特別用途食品について

特別用途食品について

- ▼ 特別用途食品とは ▼ 経口補水液について ▼ 特別用途食品に関する動画
- ▼ 特別用途食品に関するリーフレット ▼ 許可品目一覧 ▼ 関連情報 ▼ 検討会等情報
- ▼ 報告書等

▶ 特別用途食品の許可申請を検討している事業者の方はこちら

特別用途食品とは

特別用途食品(特定保健用食品を除く)は、乳児の発育や、妊娠婦、授乳婦、えん下困難者、病者などの健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示を行う食品です。

● 食品表示

- ▶ 栄養や保健機能に関する表示制度とは
- ▶ 保健機能食品について
- ▶ 食品表示について
- ▶ 食品表示法等(法令及び一元化情報)
- ▶ 安全や衛生に関する表示の実施基準

9

詳しい内容・最新情報については、消費者庁ウェブサイトからご確認ください。

